

魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の
検討業務（その１）に関する業務受託候補者選定要領

制定 平成２９年５月１９日

（趣旨）

第１条 この要領は、魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その１）について、都市計画の推進に関する業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）により受託候補者の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

（委託費用の上限）

第２条 要綱第３条に規定する別に定める委託費用の上限は、１４，２６３，０００円とする。ただし、当該委託費用の上限には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

（受託希望者の募集）

第３条 要綱第４条第８項に規定する受託希望者の募集の詳細については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第４条第３項に定める申込書の提出は、平成２９年５月２２日午前１０時から同年６月１日午後５時までに、魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その１）受託申込書（第１号様式）を京都市に提出するものとする。
- (2) 要綱第４条第４項に定める提案書の提出は、平成２９年５月２２日午前１０時から同年６月５日午後５時までに、次に掲げる事項を記載した魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その１）に関する提案書（第２号様式）（以下「提案書」という。）に、見積書を添え、提出するものとする。

また、本店又は支店の所在地が京都市内である場合は、所在地を証明する会社・法人の登記事項証明書（提案書提出日の３箇月以内に取得）を提出すること。

ア 受託希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 本業務の実施体制

本業務を実施する場合の実施責任者及び従事する全ての職員について、氏名、経過年数、保有する資格及び主な履歴等を記載すること。

別紙１の本業務に関する提案については、業務実施の方針及び進め方を記載すること。

別紙２の本業務と同種又は類似する業務実績については、業務名、発注者、受託期間、業務内容・特徴及び当該業務における委員会等（市町村都市計画審議会又はその下部組織の検討部会等）の企画から運営までに関する業務の有無を記載すること。記載できる実績は、直近１０年以内のものを、次の各項目について合計２件までとする。

なお、その実績が京都市におけるものか否かは問わない。

(ア) 調査や検討に関する業務

同種：まちづくり，都市計画に関するもの（市町村都市計画マスタープランの策定業務その他これに類するまちづくり指針策定業務等）

(イ) 委員会等の企画や運営に関するもの

同種：まちづくり，都市計画に関するもの（市町村都市計画マスタープランの策定業務その他これに類するまちづくり指針策定業務等）

類似：上記以外に関するもの

ウ 本業務に関する提案

次に掲げる事項について記載すること。（提案事項の中に図表や写真を使用することを可とする。また，本業務と同種の業務に携わった実績がある場合，その資料を添付することも可とする。）

(ア) 「魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その1）

委託仕様書」のうち，「3 平成29年度業務の内容」及び「4 平成30年度業務（予定）の内容（参考）」に掲げる効果的な業務の進め方や各種検討方法（上記イに掲げる「本業務の実施体制」に係る業務実施の方針及び進め方を含む。）

(イ) (ア)に係る会議運営方法

(3) 次に掲げる提案書は失格とする。

ア 提出期限，提出先及び提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 要綱第4条第5項に定める質問は，平成29年5月22日午前10時から同月26日午後5時までに行わなければならないものとする。

(5) 要綱第4条第6項に定めるホームページでの公開は，平成29年5月30日までにを行うものとする。

(受託候補者選定委員会)

第4条 要綱第5条第3項に規定する受託候補者選定委員会の委員長は，都市計画局都市政策担当部長とする。

2 要綱第5条第5項に規定する受託候補者選定委員会の構成員は，次の各号に掲げる者とする。

(1) 都市計画局都市政策担当部長

(2) 都市計画局都市計画担当部長

(3) 都市計画局都市企画部都市計画課長

(4) 都市計画局都市企画部都市計画課調整担当課長

(5) 都市計画局都市企画部都市計画課土地利用計画担当課長

3 受託候補者選定委員会は，構成員の過半数をもって，成立するものとする。

(受託候補者の選定等)

第5条 要綱第5条第9項に規定する別に定める選定方法の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づいて、第3条第2号ア及びイに掲げる事項(「本業務の実施体制」に係る業務実施の方針及び進め方を除く。)を評価する。
- (2) 受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書及び要綱第5条第6項に定めるヒアリングの内容に基づいて、第3条第2号ウに掲げる事項を評価する。
- (3) 第1号及び第2号の規定による評価は、別表により受託候補者選定委員会の各委員が評価し、算出した評価点の平均点をもって充てる。
- (4) 受託候補者選定委員会は、第1号及び第2号の規定による評価の得点の合計が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には、受託候補者選定委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- (5) 受託希望者が1者の場合にあっては、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定する。
- (6) 受託候補者選定委員会は、第1号及び第2号の規定による評価の得点の合計が最大となる者について、業務を実施する能力に満たないと認める場合においては、前号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。

(補則)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は、都市計画局都市企画部長が定める。

附則

この要領は、決定の日から施行する。

(別表)

選定評価基準

(1) 提案の的確性

評価項目	評価事項	評価					備考
		A	B	C	D	E	
提案項目の理解度	提案項目の趣旨を理解しているか。また、提案の視点は妥当か。	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分	提案書別紙1 ★
調査・検討プロセスの妥当性	調査・検討プロセスの提案は妥当か。	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分	提案書別紙1 ★
提案の説得力・独創性	過去の業務実績が活かされているなど、提案内容に説得力があるか。業界のノウハウや情報を活用しているなど、提案内容に独自性があるか。	極めて十分	十分	普通	やや不十分	不十分	提案書別紙1 ★

(2) 業務実施体制

評価項目	評価事項	評価					備考
		A	B	C	D	E	
業務実施の方針・進め方	業務を効果的に行うための手法や遂行方法が妥当か。	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分	提案書別紙1 ★

評価項目	評価事項	評価			備考
		A	B	C	
本店等の所在地	本店又は支店の所在地が京都市内であるか。	本店所在地が京都市内	支店所在地が京都市内	本店所在地が京都市外	提案書
管理技術者及び主任技術者の業務実績	管理技術者の同種業務の実績※2	4ポイント以上	A又はC以外	実績なし	提案書別紙2
	管理技術者の同種又は類似業務の実績※2	4ポイント以上	A又はC以外	実績なし	提案書別紙2
	管理技術者の資格、経験年数	技術士で資格取得後5年以上		技術士で資格取得後5年未満	提案書別紙2
	主任技術者の同種業務の実績※2	4ポイント以上	A又はC以外	実績なし	提案書別紙2
	主任技術者の同種又は類似業務の実績※2	4ポイント以上	A又はC以外	実績なし	提案書別紙2
	主任技術者の資格、経験年数	技術士で資格取得後5年以上		技術士で資格取得後5年未満	提案書別紙2
業務体制の充実度	管理技術者の従事している他業務の状況	1件以下	A又はC以外	5件以上	提案書別紙2
	主任技術者の従事している他業務の状況	0件	1件	2件以上	提案書別紙2

※1 備考欄★印は、ヒアリングで説明を求める項目を示す。

※2 本業務と同種の業務実績1件につき2ポイント、本業務と類似の業務実績1件につき1ポイントを加算する。

(3) 受託希望金額

評価項目	評価事項	評 価					備考
平成29年度 受託希望金額	受託希望金額に応じて 配点を行う。※3	A	B	C	D	E	提案書別紙1

※3 評価は、以下の5段階とする。

A=13,000千円未満

B=13,250千円以上 13,500千円未満

C=13,500千円以上 13,750千円未満

D=13,750千円以上 14,000千円未満

E=14,000千円以上

平成 年 月 日

（あて先）京都市長

会社名 _____
所在地 _____
代表者 _____ 印
電話番号 _____
担当者 _____

魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その1）
受託申込書

魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その1）の受託を希望するので、受託希望者として申し込みます。提案書については、受託候補者選定に係る提案書作成等説明書に基づいて提出します。

（提出先） 京都市都市計画局 都市企画部 都市計画課（地域担当：中村，野村）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
電話 075-222-3505 FAX 075-222-3472

第2号様式（第3条関係）

魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その1）に関する提案書

平成 年 月 日

(あて先)京都市長 様

(提案者)会社名

所在地

代表者

印

魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その1）を受託したいので、下記のとおり提案します。

記

1 本業務に関する提案

別紙1のとおり

2 本業務の実施体制

	予定技術者名	所属・役職名	担当する業務分野
管理技術者			
主任技術者			
照査技術者			
その他の 担当技術者			

- ※ 担当技術者が複数名の場合は、各々が担当する業務分野を記入してください。
- ※ 特段の理由がない限り、上記実施体制の変更は認めません。
- ※ 管理技術者と主任技術者の兼任は、原則認めません。やむを得ず兼任する場合は、受託候補者の選定において、主任技術者に係る評価項目をすべて最低ランクで採点しますので、あらかじめ御了承ください。
- ※ 本業務を実施する場合の従事する全ての職員について、氏名、保有する資格及び業務実績等を別紙2のとおり記載してください。

3 受託希望金額

受託希望金額 _____円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 受託希望金額の算出根拠となる見積書を1部添付してください。

注1： 見積書（1部）、提案書（2部）及び添付資料（10部）を提出してください。

提案書(別紙1及び別紙2を含む。)は、1部を左上ホッチキス留めとし、1部を複写用として製本せずにクリップ留め等としてください。

注2： 本店又は支店の所在地が京都市内である場合は、所在地を証明する会社・法人の登記事項証明書（提案書提出日の3箇月以内に取得）を提出してください。

本業務に関する提案

(提案は、魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務(その1)受託候補者選定に係る提案書作成等説明書に掲げる「2 提案書作成要領」に沿って行うこと。)

- ※1 文章を補完するための説明図、写真等は使用しても構いません。また、本業務と同種の業務に携わった実績がある場合、その資料を添付することも可とします。
- ※2 記載の枠を広げたり削除することは構いませんが、サイズはA3サイズを上限とします。また、提出はA4片面刷り換算で6枚以内(A3片面刷り換算で3枚以内)とし、上記※1の実績に関する添付資料は枚数に含めないこととします。

予定技術者の経歴及び業務実績等

管理技術者・主任技術者・担当技術者 ※1		担当する業務分野	
氏名		生年月日	
所属・役職			
所有する資格（資格の種類，部門，取得年月日）			
職歴，業務経歴			
本業務と同種又は類似する業務実績（市町村都市計画マスタープランの策定業務その他これに類するまちづくり指針策定業務など）			
実績1	業務名		
	発注者		受託期間
	業務内容・特徴		
	当該業務における委員会等※2の企画から運営までに 関する業務の有無（□にチェックを記入）		□ 有 □ 無
実績2	業務名		
	発注者		受託期間
	業務内容・特徴		
	当該業務における委員会等※2の企画から運営までに 関する業務の有無（□にチェックを記入）		□ 有 □ 無
その他の経歴（発表論文，表彰，取得特許，行政委員等）			
手持ち業務の状況（平成29年5月1日現在の状況及び平成29・30年度の予定）			
業務名	発注機関	契約期間	内容・特徴

※1 管理技術者，主任技術者又は担当技術者のいずれかに○をし，本業務を実施する場合に
従事する予定技術者ごとに作成してください。

※2 委員会等とは，市町村都市計画審議会又はその下部組織の検討部会等のことをいいます。